



花見川区の問題・課題 の解決に向けて

花見川区役所 地域づくり支援課



目次

1. 防災・防犯活動停滞の解決方法について・・・1
2. ごみ問題について・・・3
3. 市民の森の管理運営について・・・5
4. 住宅地・道路への樹木の越境について・・・6
5. 市道法面等の草刈りについて・・・7
6. 孤独死や高齢者への終身サポートについて・・・8

防災・防犯活動停滞の解決方法について

○事例1：「合同防災訓練」の実施

- ・近年、防災訓練への参加者数が減少していることを踏まえ、訓練を周辺自治会合同で行うことで参加者数を確保する。
- ・実施準備の手間が各団体に分散されるとともに、一定規模の訓練参加者を確保できる。
- ・合同開催により、他の地域の訓練内容を学び、自分たちの地域に必要な備えについて再確認する機会となる。

○事例2：複数の避難所運営委員会による防災展示会

- ・地区のイベントに複数の委員会が合同で避難所ブースを出展し、段ボールベッドや簡易トイレを展示
- ・複数の委員会が協力することで負担が少なく実施できるとともに、より広範囲の防災ネットワーク強化に繋がる。
- ・地域住民が集まるイベントに出展することで、避難所に関することや備蓄の重要性などの啓発に繋がる。

防災・防犯活動の停滞の解決方法について

○事例3：避難所運営委員会に携わることによる知識の定着・意識の向上

- ・ 避難所運営委員会の委員を複数年担う方が数名いる一方、1年限りで交代する方が多い。
- ・ 避難所運営委員会を「避難所に関する知識を学ぶ場」と捉え、1年限りでも委員会に携わることで防災に関する知識が身につくとともに、防災意識が向上する。
- ・ 委員を交代した後も防災の知識を持った地域住民がいることで、地域の防災力向上に繋がる。

ごみ問題について

○ごみに関する高齢者への支援制度

- ・粗大ごみの運び出し収集

排出場所まで運び出すことが困難で身近な方の協力も得られない場合に、収集作業員が室内等からの運び出し作業を支援。

- ・ごみ(可燃・不燃・有害)、びん・缶・ペットボトルの運び出し

ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害者などの世帯から、地域のボランティアがごみを収集し、ごみステーションへ排出。

(市は、町内自治会等(地域ボランティアが属する団体)に補助金を交付)

○ごみステーション管理運営への支援

- ・用具の支援

ごみステーションの清潔保持のために市指定袋を配布するほか、カラス等によるごみの散乱防止等のためにごみステーション数を上限に防鳥ネット及び清掃用具(ほうき・ちりとり)を無償貸付。

- ・知識の習得や技術の向上

地域での清掃活動に役立つ基礎知識を学べる研修動画や、カラス被害や不法投棄対策に一定の効果があった好事例を市ホームページで紹介。

- ・外国人市民向けの対策

外国語版のごみステーション看板や「家庭ごみと資源物の出し方一覧表」を用意。

※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語の6か国語に対応

ごみ問題について

○畑等への不法投棄対策

- ・ 監視パトロール体制

職員及び民間警備会社による監視パトロールのほか、監視カメラによる監視を実施。

- ・ 不法投棄防止用看板

不法投棄防止用看板（千葉県警察との連名）を作成し、配布。

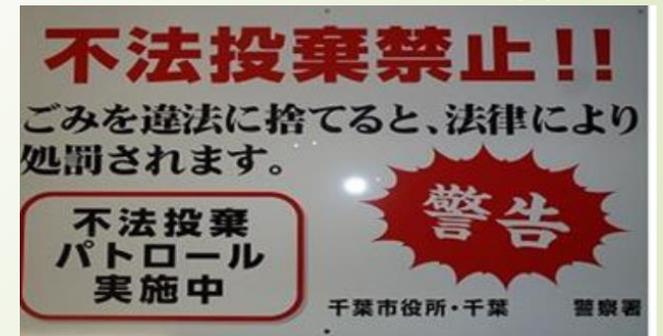
- ・ 土地所有者向けの周知啓発等

不法投棄された場合の土地管理者の処理責任などを記したリーフレットを作成し、定期的な見回り、こまめな清掃（草刈）や柵やネットの設置等、適正な土地の管理を呼びかけるほか、不法投棄の相談窓口を設置。

【問い合わせ先】

環境局資源循環部収集業務課

電話：043-245-5246 MAIL：shushugyomu.ENR@city.chiba.lg.jp



市民の森の管理運営について

○市民の森とは

・「市民の森」は、自然環境の保全を図るとともに、市民に自然の恵沢を十分享受できるいこいの場を提供するため、保存樹林の存する土地その他の自然環境地を土地所有者様からお借りし、市民供用を行う制度です。

○花見川区の市民の森

- ・柏井市民の森は昭和48年度、横戸市民の森は昭和63年度、長作市民の森は平成2年度に「市民の森」として開設されました。
- ・その後、柏井市民の森は平成18年度、長作市民の森（一部）は平成20年度にその風致・景観が優れていることから都市緑地法に基づく特別緑地保全地区に指定しました。特別緑地保全地区は樹木の伐採等の規制を行うことで樹林等を保全する制度であり、自然環境の保全を図るために、現況の樹林等を生かした管理を行っています。
- ・一方、花島公園は市民等の休息・散策・運動等の利用に供する目的とした都市公園法に基づく総合公園として整備されたもので、「市民の森」とは異なる管理がされています。

・なお、市による「市民の森」の管理は以下のとおりです。

- 長作市民の森 年1回の全面的な草刈（10月）
年2回の園路沿いと広場の草刈り（7月、10月）
- 横戸市民の森 年1回の全面的な草刈（10月）
年1回の接道部、園路沿いの草刈り（7月）
- 柏井市民の森 年2回の園路沿いと広場の草刈り（7月、10月）

このほか、必要に応じ樹木剪定・伐採等を行っております。

・また、これら市の管理と合わせて市民の皆様を主体とした維持管理協力団体による おおむね月2回の清掃作業を実施しています。

【問い合わせ先】

・市民の森の設置及び維持管理協力団体について

都市局公園緑地部公園管理課 電話：043-245-5780 MAIL：kanri.URP@city.chiba.lg.jp

・市による管理について

花見川・稲毛公園緑地事務所 電話：043-286-8740 MAIL：hanamigawa-inage.URP@city.chiba.lg.jp

住宅地・道路への樹木の越境について

○住宅地への樹木越境について（樹木が空き家・空き地に立っている場合）

越境した樹木の枝等により、周囲の建築物等に破損などが生じる恐れがあるときは、花見川区役所地域づくり支援課にご連絡ください。管理不全な空き家・空き地と判断した場合には、当該空き家・空き地の所有者に対して通知等を行います。

なお、単なる相隣関係の問題（隣の家の木が越境している）には、市は介入できませんので、法律相談等によりご自身でご対応ください。（民法第233条）

【問い合わせ先】

花見川区役所地域づくり支援課相談班

電話：043-275-6213 MAIL：chiikizukuri.HAN@city.chiba.lg.jp

○道路への樹木越境について

現場確認を行い、樹木の土地所有者に対し、伐採及び剪定の依頼をしています。

【問い合わせ先】

建設局土木部花見川・稲毛土木事務所管理課

電話：043-257-8841 MAIL：kanri.HPW@city.chiba.lg.jp



市道法面等の草刈りについて

○市道法面等の草刈りについて

現場確認を行い、職員及び委託業者により剪定及び伐採を行います。

【問い合わせ先】

花見川・稲毛土木事務所維持建設課

電話：043-257-8843 MAIL：ijikensetsu.HPW@city.chiba.lg.jp

孤独死や高齢者への終身サポートについて

○孤独死防止通報制度

「地域の異変」(*1)をライフライン事業者等(*2)から通報してもらい、安否確認を行うことにより、ひとり暮らし高齢者等の孤独死を防止する。

通算実績 (H25~R6年度末)

	生存確認		死亡確認	その他 (*3)	合計
	無事	救出			
件数	310件	22件	74件	22件	428件

(*1) 「新聞、郵便物、牛乳、宅配弁当などがたまっている」「洗濯物が数日間干しっぱなしになっている」「昼間でも雨戸が閉まったままである」など

(*2) 電気・ガス・水道・新聞・宅配等38社と協定締結 (R7.8.1時点)

(*3) 失踪、行方不明、他の場所(病院等)で既に死亡など

【問い合わせ先】

保健福祉局健康福祉部地域福祉課

電話：043-245-5158 MAIL：chiiki.HWH@city.chiba.lg.jp

孤独死や高齢者への終身サポートについて

○エンディングサポート（終活支援）

あんしんして最期を迎えられる体制づくりの一つとして、エンディングサポート（終活支援）事業を行っています。

- ・民間企業と協定を締結し、民間事業者のノウハウを活かして事業を実施

イオンライフ株式会社、株式会社ヤックスケアサービス・株式会社博全社、ソニー生命保険株式会社

- ・あんしんケアセンターでは、終活などの将来について不安を抱える高齢者の相談を実施

こてはし台：内山町、宇那谷町、柏井町、柏井4丁目、こてはし台、大日町、み春野、横戸町、横戸台

花見川：天戸町、柏井1丁目、作新台、長作町、長作台、花島町、花見川

さつきが丘：犢橋町、さつきが丘、三角町、千種町、宮野木台2～4丁目

にれの木台：朝日ヶ丘1～3丁目・5丁目、西小中台、畑町、宮野木台1丁目

花園：朝日ヶ丘町、朝日ヶ丘4丁目、検見川町、浪花町、花園町、花園、南花園、瑞穂

幕張：武石町、幕張町、幕張本郷

【問い合わせ先】

保健福祉局健康福祉部地域包括ケア推進課

電話：043-245-5267 MAIL：hokatsucare.HWH@city.chiba.lg.jp

孤独死や高齢者への終身サポートについて

○人生会議の普及啓発

医療や介護が必要になったとき、どのような暮らしを望むかなどの「こころづもり」を、本人と家族及び医療・介護専門職などの支援者が話し合う場を人生会議といいます。

市では、人生会議を考えていただくきっかけとなるよう、リーフレット（「こころづもり 聞いてますか 伝えてますか」）をあんしんケアセンターなどで配布しています。

また、自治会や社協地区部会などの単位で、市民公開講座での訪問診療医師の講義動画の視聴を中心とした、人生会議に関する講演会を開催しています。

【問い合わせ先】

保健福祉局健康福祉部在宅医療・介護連携支援センター

電話：043-305-5026

MAIL：renkeicenter.HWH@city.chiba.lg.jp

こころづもり
聞いてますか? 伝えてますか?

まずは、自分のこれからの人生をどのように生きたいか、考えることから始めませんか

- 誰と過ごしたい? ● どこで暮らしたい?
- どこに行きたい? 何を食べたい?

医療や介護が必要になったとき、あなたはどうしたいですか?

- どこまで積極的に治療する?
- 施設に入った方が安心?
- 住み慣れた我が家で暮らしたい?
- 家族やペットの時間を大切にしたい?

ぜひ、あなたの「こころづもり」を大切な方に伝えてください。
ぜひ、大切な方の「こころづもり」を聞いてください。

医療や介護について詳しく知りたい場合は、かかりつけ医やあんしんケアセンターなどにご相談ください